

# 未納のままにしないで申請手続きを!

(表1) 平成29年度保険料(月額)

全額免除の場合	0円
4分の3免除の場合	4,120円
半額免除の場合	8,250円
4分の1免除の場合	12,370円

\*下の表2も参照ください。

- 将来の老齢基礎年金が受給できなかったり、**受給できても金額が少なくなる場合があります。**
- 障害や死亡といった不慮の事態が生じた際、**年金を受け取ることができなくなる場合があります。**
- 一部免除の承認を受けても、**残りの保険料を納付しないと、未納と同じ扱いになります。**
- \*詳しくは、下の表2を参照ください。
- 免除・納付猶予制度を利用しなかった場合は、原則2年間しか、さかのぼって納付することができません。

- 免除・納付猶予制度を利用しなかった場合は、原則2年間しか、さかのぼって納付することができません。
- 免除・納付猶予制度を利用しなかった場合は、原則2年間しか、さかのぼって納付することができません。
- 免除・納付猶予制度を利用しなかった場合は、原則2年間しか、さかのぼって納付することができません。

▼本庁保険年金課国民年金G(内線2821)または各支所地域振興課市民生活G(鹿島支所は市民福祉G)  
▼川内年金事務所(平佐町) 0120-5276

(表2)

	老齢基礎年金の資格期間には	老齢基礎年金額の計算には	万一の障害年金・遺族年金の保障は	後から保険料を納めたいときには(追納期間)
全額免除	認められます	1/2として計算	あります	10年以内なら追納できます
4分の3免除		5/8として計算		10年以内なら、一部免除部分を追納できます
半額免除		3/4として計算		
4分の1免除		7/8として計算		
納付猶予 学生納付特例		計算されません		10年以内なら追納できます
未納	認められません		ありません	2年を過ぎると納付できません ※上記「後納制度」を継続中

# 国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金は、日本国内に住む20歳〜60歳の全ての人が加入する公的年金制度です。平成29年度の保険料は、1万6490円ですが、失業などの経済的な理由で、国民年金の保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料が免除される「**保険料免除制度**」があります。

免除の申請が承認されると、保険料の全額または一部の納付義務が免除されます(左の表1を参照)。

なお、免除の該当区分については、本人・配偶者および世帯主の所得によって異なりますので、詳しくは問合先で確認ください。

- 国民年金の免除・納付猶予制度とその対象**
- 大きく分けて次の3つがあります。
- ① 学生納付特例制度 Ⅱ 学生の方
  - ② 全額免除・一部納付(免除)制度 Ⅱ
    - ①に該当しない方
  - ③ 納付猶予制度 Ⅱ 50歳未満で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方を対象に、保険料の納付を猶予するものです(平成28年7月以降、30歳未満から50歳未満に年齢拡充されました)。

- \*免除・猶予制度を利用した場合は、最大10年間さかのぼって追納することができます。ただし、3年目から、当時の保険料に加算金が付きます。
- \*平成30年9月30日までは、納め忘れの国民年金保険料を、5年間さかのぼって納付できる「**後納制度**」が利用できます。後納保険料の納付は事前の申し込みが必要ですので、年金事務所に問い合わせください。
- 【免除などの申請期間】  
平成29年度分は7月1日〜平成30年6月末日  
\*学生納付特例は、4月1日〜平成30年3月末日
- 【免除などの申請に必要なもの】  
◎印鑑(スタンプ印を除く)、年金手帳  
◎身分証(運転免許証など)  
◎学生の方は、学生証の写し、または在学証明書(原本)

初回交付無料 ますます便利に!

# マイナンバーカード



マイナンバー制度は、利便性の高い社会を実現するために、国民一人一人に割り当てた12桁の番号(マイナンバー)を使って、行政機関が別々に管理していた所得や年金などの個人情報結び付ける制度です。

このマイナンバーカード(個人番号カード)の交付が平成28年1月から始まっています。ここでは、マイナンバーカードの便利な機能について紹介します。この機会に、マイナンバーカードを作ってみませんか。

## マイナンバーカードのここが便利!

### ■コンビニ交付を利用できます

・カード内に搭載されている電子証明書を使って、コンビニで証明書を取得できます。

### 【取得できる証明書の種類】

- 印鑑登録者:「印鑑登録証明書」  
本市に住所・本籍のいずれもある方:「戸籍謄本・抄本」  
本市に住所がある方:「住民票の写し」「所得課税証明書」  
\*所得課税証明書は、原則、証明年度の1月1日に本市に住所がある方に限ります。
- 出勤途中や仕事帰りに各種証明書を取得できます。  
\*毎日6:30から23:00まで(12/29〜1/3を除く)利用できます。
- 証明書が急に必要になったとき、市外のコンビニでも証明書が取得できます。  
イータックス



### ■e-Tax(国税電子申告)を利用できます

申告などの国税に関する各種手続きについて、インターネットを利用して電子的に行うことができます。

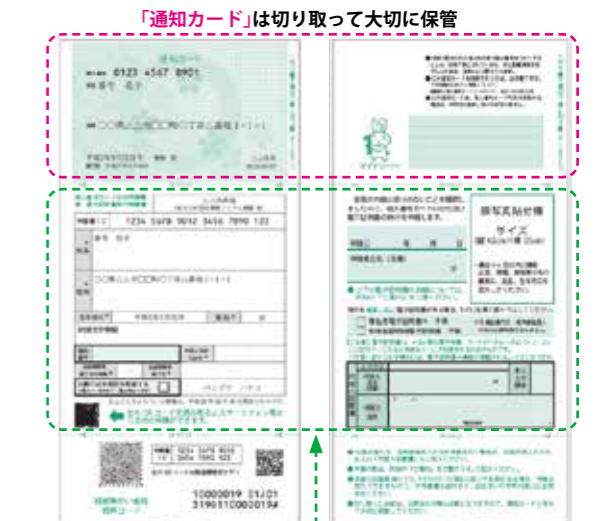
### ■個人番号を証明する書類として利用できます

市役所や税務署などでの手続きで、個人番号の提示や本人確認が必要な場合に、このマイナンバーカード1枚で済ませることができます。

## マイナンバーカードの申請方法

- ①マイナンバーカードの交付を希望される方は、通知カードの下に付いている「**個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書**」の記載内容を確認し、申請日の記入、署名・押印の上、顔写真を貼り付けてください。
- ※通知カードに付いている申請書に記載されている住所や名前が現在のものと異なる場合は、この申請書は使用できませんので、その場合は地方公共団体情報システム機構ホームページ(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)から申請書をダウンロードするか、本庁市民課または各支所地域振興課窓口で配布している申請書を利用ください。
- ②通知カード送付時に同封されていた返信用封筒(1世帯1枚)に申請書を同封し、送付してください。
- ③出来上がったカードは、**いったん市役所に納品されます。交付の準備が出来次第、本庁市民課または各支所地域振興課から本人へ封書でお知らせします。**

\*通知カードは、平成27年11月下旬以降、世帯ごとに住民票の住所地に配達されています。紛失された場合などは、再発行できます。詳しくは問い合わせください。



「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」

【問合先】= マイナンバー総合フリーダイヤル 0120(95)0178  
本庁市民課住民グループ 0120(23)5111(内線5982)  
各支所地域振興課市民生活グループ(鹿島支所は市民福祉グループ)